

Title	E・R・フーバー著『文化國家の問題性』
Sub Title	Ernst Rudolf Huber : Zur problematik des Kulturstaats
Author	多田, 真鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.9 (1960. 9) ,p.110- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600915-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

たものである。人工授精をめぐる殆んどすべての問題について、意見の發表がみられ、全般的な問題の展望をする基礎となるものである。討論速記が殆んどなまのまま収録されていることは、多少の正確さをまぬがれないが、反面一氣に先へ先へと讀ませる迫力をもつていているという長所があり、かえつてよかつたと思うのである。

右のほかに、附録として、内外の主要な参考文献目録と、統計(昭和三一年―昭和三三年の慶應義塾大學病院における調査に基づくもの)が収録されているのは、讀者に對するサービスとして最高のものであろう。特に統計は法社會學ないし法心理學的研究所の資料として、論稿におとらない高い價値をもつものと言ふべきである。

人工授精に關する諸問題は、その法的側面に限つてみても、更に廣く、かつ深く考究されなければならないが、ともかく本書は、『ごんごの研究發展のよすがとし』て、編者の主觀的意圖を越えた、大きな役割をはたすであらうと信ずるものである。(慶應義塾大學法學研究會刊・定價四五〇圓)

(宮崎俊行)

Ernst Rudolf Huber:

Zur Problematik des Kulturstaats

1958, Tübingen

E・R・フーバー著

『文化國家の問題性』

一 近年、西ドイツ基本法における「社會的法治國家」(sozialer Rechtsstaat) という新しい國家類型概念の出現によつて、從來かゝ存續してきた「法治國家」(Rechtsstaat)、「社會國家」(Sozialstaat)、「福祉國家」(Wohlfahrtsstaat)、「文化國家」(Kulturstaat) 等々の、國家類型諸概念に關して、必然的に再検討の機運が生じてきているものと考えられる。その契機となつたものは、單純なものではなく、世界史の轉廻期による必然的方向轉換に左右されたものであるといえよう。すなわち、主として一九世紀にその確立をみた諸國家概念が、二〇世紀後半の現代においては、既に形骸化の狀況を呈し、概念それ自體が、現實の狀況をベグライフェンできなくなつた問題によるのである。この事實は、諸國家概念のみではなく、それらの國家に關する諸概念を規定してきたもろもろの社

會的、政治的イデオロギー、例えば、自由主義、保守主義、社會主義等の各種イデオロギーが、既に本來の機能を働かし得なくなつた現代的狀況にも關係してくる。所謂「The End of Ideology」という現代の特徵的現象は、輕々に論ぜられぬ深甚な問題をわれわれに課題として與えているのであるが、この頗る重要且つ深甚な問題に關する一つの解答として、戦後西ドイツにおけるフライブルグ大學を中心としたフライブルグ學派、又は、オルドー學派の提唱する新自由主義 (Neo-Liberalismus) の思想、あるいは又、H・D・オルトリープ、W・A・エール、G・ヴァイサー等の主張する自由社會主義 (Freiheitlicher Sozialismus) の思想、更には又、西ドイツ社會民主黨が、一九五九年十一月十五日にバート・ゴデーヌルクの特別黨大會で、従来の階級政黨としての同黨の立場を規定していた舊ハイデルベルグ黨綱領を廢棄し、新綱領を壓倒的多數で採擇した事實も、現代の特徴を前提とした方向轉換とみられよう。

因みに、西ドイツ社會民主黨のバート・ゴデーヌベルク新綱領の前文には次のような主張がなされている。「人間は原子力を解放し、いまやその創造物に恐れている。人間は生産力を極度に發展させ、膨大な富を集めているのに、この共通の業績に對する正しい分配をなしていない。人間はこの地上の空間を征服し、諸大陸を相互に近づけているのに、齒まで武装した力のブロックが諸國民を以前より

もより分けへだて、全體的な諸體制が人間の自由をおびやかしている。これは正に現代の矛盾であり、我々人間はこれらの矛盾を解決するよう要請されている。我々の手には幸福な未來か、人類の自滅かの責任が委ねられている。社會の新しい、よりよい秩序によつてのみ人間はその自由への道を開くのである。民主社會主義はこの新しいよりよい秩序を求めて努力するものである。」といつてゐる。

このような動向は、西ドイツのみの現象ではない。イギリスにおいても福祉國家論が新しい視角で問題になつており、さらに保守主義の側においても、チャーチル、ウールトン、イーデン、マクミラン、パトラー等々のイギリス保守黨の指導者たちの「The New Conservatism」の主張が現われて來ており、一九世紀型「保守主義」からの脱皮と、前向きな「新保守主義」への關心が高まつてゐる。

これら一連の動きは、政治的イデオロギーの方向轉換の必然性と、それらに基礎づけられていた國家類型諸概念が、新たに來たるべき新概念規定への必然性が生じつつある狀況にあるといえよう。

この小稿においては、以上のはしがきを前提として、Ernst Rudolf Huber の著述「Zur Problematik des Kulturstaats」を紹介してみたいと思う。このフーバーの「文化國家の問題性」という

著述は、著名な「法と國家」の叢書の一九五八年刊行、第二二二分

冊に收められたものである。

當初に、著者フーバーの取扱う問題の範圍を、レジユメとして一括して展望しておく方が便宜であろう。フーバーは、次の三章、五節で問題の所在を考察している。すなわち、

第一章 法治國家、社會國家、文化國家

第二章 《文化國家》概念の五つの意味

一節 文化の國家的自由

二節 文化に關する國家の奉仕

三節 國家の文化形成權力

四節 文化の國家形成權力

五節 文化像としての國家

第三章 文化國家と文化の自律性

である。

二 第一章「法治國家、社會國家、文化國家」の諸概念について、著者E・R・フーバーは次のように説き起している。

「文化國家の問題性を説明しようと思圖するならば、まず《文化國家》という多義にわたる言葉のどの概念が、この論説の基礎となつているかという點を明瞭におかねばならないのであるが、この概念を明瞭にすること自體が、既に文化國家の問題性の中心點に立ち入つてゐることなのである。正にその概念を充分に定義しうる

ならば、既に文化國家の問題性の全てが明瞭にされてくるといえる。故に、文化國家の概念が、僅かな考察によつて充分に規定されうると考えるのは僭越といふべきであろう。然し、われわれは少くとも文化國家とは何かと、敢て設問することを以て、論説を起こそうと考へている。すなわち、總じて國家というものが現代人のわれわれにとつて、どのような意味を持ち得るかということに對する解答に關してゐるからなのである。

《文化國家》という言葉は、さまざまの關連に富んだ疑わしい、すなわち、疑問とする必要があるし、又疑問とするに値するあの二つの言葉、例えば、權力國家、福祉國家、法治國家、又は社會國家という言葉の一種である。一九世紀は、これらの言葉を鬭争宣言(Kampfansage)という形で、信仰告白(Bekennnis)という形であれ打出してきて、それらの言葉によつて一定の國家なるものに對する自らの關係を明らかにしたのであつた。(三頁)という。そして「法治國家理念の擁護者には、國家權力に對する人格的自由の確保が問題であり、文化國家理念の擁護者には、文化を保持するヒューマニズム、又は自由な文化的進歩の教養價值を國家が浸透させるということが問題なのである。自由な社會で、社會問題に心勞する人々は、これに社會國家」といふ概念を附加する。すなわち、社會的なものを國家的なものと一致させ、國家を社會的正義の守り

手の位置に高め、社會的に危殆に瀕している階級を現存の國家の中に救済しようというのである。《社會國家》は、社會革命の國家ではなく、市民的社會改良の國家である。社會國家の概念が、現在の憲法論争の中心點に明瞭に登場しているのも、決して偶然ではなく、この論争では、社會的協調によつて市民的秩序を統整するということが問題になつてゐるのである。」(四頁)と西ドイツ基本法における「社會的法治國家」の理念に言及する。

そして、「法治國家的モメントと社會國家的モメントは、決定的に近代の憲法國家に採用されている。近代國家は、法治國家と社會國家として保證されている點で、憲法國家である。それに反して《文化國家》に關しては驚くほど沈黙が守られている。その點では、《文化闘争》が——文化の自由をめぐる國家的闘争——自由な憲法國家のための闘いの中心問題であつたところの一九世紀とは非常な相違があるし、又、ワイマール共和國とも非常な相違を現わしている。ワイマール共和國は、ポツダムの刻印をうけたフリードリヒ的・プロシヤの權力國家に對して、ワイマールに創設された文化國家を對置させようとしたのであつた。法治國家、ならびに社會國家であるとするのみでなく、正に文化國家であらうとする意志を、ワイマール共和國は、(就中、その進歩性を確信していた初期の頃)ともかくも強力に印家つけたのであつた。」(五頁)が、然し、「嘗ての

時代に國家や文化が意味しえたところのものに對する理解は、國家と文化が通りぬけて來た破局によつて、われわれから失われてしまつたのではあるまいか。確に、國家と文化の兩者は、われわれの時代と狀況のこのような破局の犠牲者であるというばかりでなく、またその破局をもに創出したものであつた。國家が單純に危機に陥ち入つたのではなく、同時に權力の放縱への逸脱によつてその危機を喚起したのであるが、それと同様に、われわれがその中に立つてゐるところの文化の危機も又、文化に對立する力によつて外部からもたらされたのではなく、文化それ自體によつて、内部からもたらされたのであり、その危機は、放縱な自己展開への逸脱によつて文化の上にもたらされたものである。

技術革命の世界において、文化と國家という古い概念が陥ち込んだところの疑わしい状態は、《文化國家》という言葉が提起するところの要求に對する疑問によつてわれわれを充足してしまふ。《法治國家》という言葉にせよ、《社會國家》という言葉にせよ、いずれも完全な技術化と、全體的な機械化の組織のなかに組込まれるものである。それらの言葉は、法的、社會的なものが、集團存在の方途としかみなされていない完全に自動化された世界においてもなおある種の意味をもつてゐる。

《文化國家》という言葉は、機械化にはますます無縁の存在である

う。文化國家は、實に全體的な機械化と、それによつて骨ぬきにされた存在の威嚇のもとにあつて、最も慘めな位置におかれていてといえるのではなからうか。」(六頁)と、フーバーは、現在の機械文明時代における文化國家概念の意義の脆弱性を鋭く問いつめてゐる。

三 第二章「文化國家」概念の五つの意味」というテーマのもとで、著者フーバーは、「文化、國家、そして正に文化國家」という概念の範圍については、充分に理性的に考え、懷疑を繰り返した上で次のように敢て私は定義する。すなわち、『國家が、その存在の充實を克ち得ない限りは、文化というものは存在しない。文化の充實をわがものとなし得なければ國家というものは存在しない。近代世界においては、文化國家における、且又、文化國家への文化と國家の共同の自己發展を除いては、文化も國家も存在しない。』(六頁)のであると説く。そして更に「文化國家」の概念について設問する場合に、この不明瞭な言葉には、多様な廣義な意味が存在するという困難に當面する。私は五つの主要な意味を區別する。それらの意味は確かに矛盾するようにも見えるのであるが、又相互に入り組んで結びつけられているのであり、これらの意味の各々は他の意味を反對概念として却けながらも、その反對概念そのものが又その意味の源泉にまで立ち返ることとなるのである。五つの意味全體

を併せたものが、文化の自律性の概念なのである。われわれがいかなる意味で文化について語らうとも、常に文化は自律的教養財の内の概念として、一つの教養世界として理解されるのである。

すなわち、文化國家は、國家が、文化を「創出しつゝ」(March-befehle) という觀念に反對して、自己決定をした時にのみ一つの國家となるのである。文化國家という概念の中心的な意味はすべて、文化が、創造、教化、訓練、享受を掌どり得る自由な本質的法則性を國家がすべて信頼するという點にその根據をもつていのである。(七一―八頁)という。しからば、フーバーのいう五つの意味とは何々であろうか。すなわちそれは、當初に掲げた「文化の國家的自由」、「文化に關する國家の奉仕」、「國家の文化形成權力」、「文化の國家形成權力」、「文化像としての國家」というテーマで表現される五つの問題である。ここでは詳細に各々を紹介することは不可能である故、その要點を簡単に述べてみる。すなわち、第一の「文化の國家的自由」とは、フーバーによれば、「文化國家は、文化に内在する本質的な法則性を考慮しつつ、文化の完全な國家からの自由の原則を容認するところの國家なのであり、文化の國家からの自由の原則ということは、従つて國家と文化の分離を意味しているわけではなく、自由に發展する文化的諸力と諸文化財が、國家的全體に自由に參加しつつ成長する (Freie Hineinwachsen) ことを意

味するのである」(八頁)という。

第二の「文化に關する國家の奉仕」とは、「ある國家は、その國家が、文化の自律性の容認と、自律的文化における行動において責任をとる奉仕とを結合させた場合にのみ文化國家と稱せられる。文化の自由とは、國家からの自由であるのみでなく、同時に又、國家による自由の保證でもある。國家が文化を自己の行動的保護のもとに受け入れられる場合にのみその國家は文化國家なのである。自律的文化の自由な展開によせる信頼こそが、國家をして奉仕的調停者たることを餘儀なくさせるのである。」(一一頁)という趣旨である。

第三の「國家の文化形成權力」とは、「文化的獨裁の國家、全體的に計畫、組織され、規則だてられた文化の國家は、文化國家とはいえないのであり、文化の自律的發展を信頼するという前提の上に立ち、文化の積極的形成へと行動する國家が文化國家なのである。國家は、文化の獨自の本質的法則性を容認し、同様に又、文化的領域において形成的に活動し、文化の内在的法則性を基盤とし、その枠内においてのみ文化形成權力を行使する權力と可能性をもち、更にはそうすべく義務つけられているものと自己を評價すべきである。

文化の自律性と國家の文化形成權力のこのような同時性は、一見すると矛盾しているようにみえるかもしれない。然し、政治——國家形成權力として理解された——というものは、あらゆる場合に、内

在的法則性を備えている存在物 (Wesenheit) に對して、見かけの上での逆説的な關係に立つているのである。而も、その存在物が政治の對象を形成しているのである。」(一三頁)といい、文化國家における文化の自律性と、國家權力との關係について論じている。

第四の「文化の國家形成權力」というのはいかなる意味であるかといえ、フーバーによれば、「文化の國家からの自由に始つて、文化についての國家の奉仕を超えて、文化に對する國家的主權へと一貫した道が通じている。文化の國家からの自由と、文化に對する國家主權の作用の相反する二つの動きの同時的存在は、それに関する問題の本質のうちに存在している。辯證法的順列における媒介項 (Das vermittelnde Glied) にあたるのは奉仕である。單純化していえば、文化への奉仕者としての文化國家は、文化と同義であり、それによつて文化の主人となる。更にそのとき、文化は國家に對する支配を獲得する。

國家と自分と同格化するところの——《l'état c'est moi》(國家は自分だ!)——絕對的支配者としての君主は、自己をこの國家の第一の奉仕者と自覺する《premier serviteur de l'état》(國家第一の召使)。この有名な二つの言葉は、排他的に對立しあつているのではなく、同一事の表裏の表現なのである。

これらは同一の眞理の二つの側面なのである。ただかくの如き眞

理への洞察は、支配と奉仕とはアンチノミーとしてではなく、その相互的な意味関連において理解されるということ为前提としているのであつて、それは例えば、主人と召使に關するヘーゲルの著名な言葉におけるがごとくにある。

文化に對する國家の——主權の意味における——支配とは、文化國家においては、文化の強力化を意味しているわけでもなければ、自由自在になるものとして文化を取扱うことでも、政治的意圖で左右しうる物品へと文化を陥しめることでもない。支配とは、むしろある自律的な本質力として、文化を國家的なるものに接続させること、文化が管理するところの國家へと、文化を意味的に關連づけることの意味であり、而も又、國家の文化への變容を意味しているのであつて、國家が文化に主權を行使しようとするならば、國家はその文化を、自主的な生命として自己の中に流入せしめねばならないのである。文化國家は、文化に對する國家の支配が、國家に對する文化の支配へと止揚されるという意味においてのみ、一個の文化國家なのである。」(二二二頁) というのである。さて、第五の「文化像としての國家」とは何を意味するかを問うてみるに、「國家の文化形成權力、および文化の國家形成權力の同時的存在において、《文化國家》という概念に内在している最終的意味が明らかにされる。國家の文化形成權力は、それ自體だとすれば、文化の内在的法則性を

侵してしまい、それ自體だけの文化の國家形成權力は、國家を文化の客體にする。すなわち、國家を社會において優越的に支配する文化的諸方向の道具とし、それによつて國家の内在的法則性を侵してしまう。故に、この二つのモメントを、自己の中において統一している國家は、その國家それ自體として文化像と理解され、又現實化されているという意味において文化國家である。」(二六頁) とフリーバーはいう。

四 さて以上の所説を基礎として、著者フリーバーは、結論として第三章「文化國家と文化の自律性」の問題に議論を展開する。今暫らくフリーバーの結論を追つてみよう。

「文化國家において、國家が文化像として、文化が國家として自己を表現するような状態に到着して、始めてわれわれが當初に《文化の自律性》と名づけたものの完全な意味がわれわれに明らかにされてくる。その内在法則に従つて、自由に多面的に發展した文化は、國家を文化像として提示しなければならぬが故に、實にその故に國家における文化の自由は、國家からの文化の分離とは同義ではないのである。又、國家が完全に自己に到着するならば、即座に國家は、文化の自己表現として存在するのであるが故に、國家は文化に對する權力を放棄することなしに、文化の自由を保護しうるのである。又、文化が完全に自己發展を遂げるならば、文化は文化としての支

配を示さねばならぬが故に、假令文化が國家の中に入りこんでゆくとも、文化の自由が存在しうるのである。一定の圏内の軌道を動いてゆくこのような諸関連によつてのみ、國家における文化の自由は、國家からの文化の分離にはならないのであり、又、文化に對する國家の高權も、國家的なものによる文化の征服にはならず、文化の國家形成權も、國家的な領域への文化の侵害ということにはならないのである。

結局、それによつて《文化國家》という概念の五つの主要な意味(第二章に展開された「文化の國家的自由」、「文化に關する國家の奉仕」、「國家の文化形成權力」、「文化の國家形成權力」、「文化像としての國家」の五つの問題……筆者註)がそもそも何を意味しているのか、すなわち、文化國家の五つの現象形態なのか、文化國家という一つの現象の五つの側面なのか、という疑問に解答が與えられなければならないが、これに對する解答は存在しないといわねばならない。然し、それでは不明瞭になる故、われわれは敢て次のようにいひうる。五つの意味ということで、直接には文化國家の異つた五つの形態がいわれているのである。但し、この文化國家は歴史上、ある時にはすぐれてある形態において、又別の時にはすぐれて別の形態において自己を表現しているのであり、その限りにおいてその五つの形態が問題となるのである。然しそれと同時に、そのことは

五つの意味のすべてが同一現象の本質的モメントになる時にのみ、文化國家はその完全な充實と純粹な形態になつて登場するという限定つきで、內在的に同義的な文化國家の異つた五つの側面を意味してもいるのである。すなわち、その時に始めて人々は次のようにいひうるからである。文化は、國家のうちに滲透することによつて自己の自由に歸着し、國家は文化のうちに滲透することによつて自己の眞の高權にまでエルヘーベンしうるのであると。(Denn erst dann kann man sagen, daß die Kultur im Durchgang durch den Staat in ihre Freiheit zurückkehrt und daß der Staat im Durchgang durch die Kultur sich zu seiner wahren Höheit erhebt.) (二九—三〇頁)と結論している。

以上で、フーバーの所説のエッセンスを頗る簡単に紹介してみたのであるが、讀後感として附加するならば、文化と國家という二つの概念を原理的に考究し、文化の自律性、内在法則性と、國家權力の自主性をアンチノミーな二元的對立として放置するのではなく、《文化國家》という高次元の概念によつてアウフヘーベンしてゆこうとする考察の態度は、いかにもドイツ的觀念論、就中、ヘーゲルの思考の影響が強く現われているように思われる。

さきに記述したフーバーの言葉、すなわち、「文化の國家からの自由と、文化に對する國家主權の作用の相反する二つの動きの同時

的存在、この二つの相反するモメントを媒介する概念は、國家の文化に對する『奉仕』という概念であり、文化への奉仕者としての『文化國家』は、文化と同義であり、それによつて文化の主人となる。更に、それとともに文化は國家に對する支配を獲得する。」というような、いわばパラドクシーな表現は、ヘーゲル哲學の影響を充分に受容しているといえよう。然し、若し現在並びに將來において、『文化國家』という概念が、新裝をほどこして再登場するとするならば、フーバーは例の五つのモメントのいずれを重要とみなすのであろうか。この疑問に對しての、フーバーの積極的な解答は、どこにも發見しえなかつたことは何かものたらなさを感じる。現在においては「『文化國家』という言葉は、機械化には無縁な存在であろう。文化國家は、實に全體的な機械化と、それによつて骨ぬきにされた存在の威嚇のもとにあつて、最も慘めな位置におかれているのではなからうか。」という消極的見解にとどまつている。文化國家という國家概念は、二〇世紀後半の新しい國家的動向を捉らえ得るには、もはやその餘力をも喪失してしまつたのであろうか。

(多田眞勤)